

指定基準の見直し案

1. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

療養病床から転換した介護老人保健施設における緩和

- 現行の経過措置が終了する平成24年4月以降についても、療養病床から転換した介護老人保健施設の当該転換に係る療養室（平成18年7月1日以後に新築又は大規模な改修等の工事に着手した療養室を除く。）は、次の新築又は大規模な改修等を行うまでの間に限り、引き続き、経過措置（6.4㎡以上／床）を認める。
- 療養病床から転換した介護老人保健施設において、
 - ・ 建物の耐火構造に係る基準
 - ・ 建物内の直通階段及びエレベーターの設置に係る基準については、転換前の病院又は診療所の基準と同様でよいこととする経過措置を創設する。

サテライト型施設に係る基準の緩和等

- サテライト型小規模介護老人保健施設の本体施設について、従来の介護老人保健施設に加え、病院又は診療所を認めることとする。
- サテライト型小規模介護老人保健施設は、本体施設が病院又は診療所である場合にあっても、当該本体施設の職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められる場合は、当該サテライト型小規模介護老人保健施設に医師、栄養士又は介護支援専門員を配置しないことができることとする。

- 介護老人保健施設の管理者が、当該介護老人保健施設を本体施設とするサテライト型の指定地域密着型介護老人福祉施設又はサテライト型の指定地域密着型特定施設の職務を兼務することができるものとする。

小規模介護老人保健施設における基準の緩和等

- 医療機関併設型小規模介護老人保健施設の人員に関する基準について、支援相談員又は介護支援専門員は、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数でよいこととする。

2. 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

サテライト型施設に係る基準の緩和等

- 指定地域密着型特定施設について、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所を本体施設とするサテライト型を創設することとする。
- サテライト型の指定地域密着型特定施設は、本体施設の職員により当該サテライト型の指定地域密着型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められる場合は、以下の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、以下の表の右欄に掲げる職員を配置しないことができることとする。

本体施設	配置しないことができる職員
介護老人保健施設	機能訓練指導員、計画作成担当者又は生活相談員
病院又は診療所	計画作成担当者

- サテライト型の指定地域密着型特定施設の管理者が、当該サテライト型の指定地域密着型特定施設の本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）を兼務することができるものとする。

- 指定地域密着型特定施設における看護職員及び介護職員のうち、それぞれ1名以上は常勤でなければならない。ただし、サテライト型の指定地域密着型特定施設については、それぞれ常勤換算方法で1名以上でよいこととする。
- サテライト型の指定地域密着型介護老人福祉施設の本体施設について、従来の指定介護老人福祉施設に加え、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所を認めることとする。
- サテライト型の指定地域密着型介護老人福祉施設は、本体施設が介護老人保健施設又は病院若しくは診療所である場合にであっても、当該本体施設の職員により当該サテライト型の指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められる場合は、以下の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、以下の表の右欄に掲げる職員を配置しないことができることとする。

本体施設	配置しないことができる職員
介護老人保健施設	医師、機能訓練指導員、栄養士、 介護支援専門員又は生活相談員
病院又は診療所	医師、栄養士又は介護支援専門員

- サテライト型の指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者が、当該サテライト型の指定地域密着型介護老人福祉施設の本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）を兼務することができるものとする。

3. 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

- ユニット型経過型の指定介護療養型医療施設については、廊下幅の基準を、内法1.2m以上（両側に病室がある場合、内法1.6m以上）とする。